

新潟県工業技術総合研究所共同研究実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、県内企業の新製品開発や製品の高付加価値化を促進するために、新潟県工業技術総合研究所（以下「研究所」という。）と企業又は団体等（以下「参加企業等」という。）が行う共同研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同研究」とは、研究所及び参加企業等が互いに研究に要する経費を負担し、双方の研究者が共同で行う研究開発をいう。

(研究経費)

第3条 研究経費は、別紙1に掲げる経費を対象とする。

- 2 研究所は、全体研究経費の2分の1を越えない範囲で、経費を負担するものとする。
また、その限度額は当該年度の予算の範囲内で別途定めるものとする。
- 3 参加企業等は、全体研究経費から前項で定める額を除いた額を負担するものとする。

(体制等)

- 第4条 研究所の「技術統括センター長」を代表に、研究所及び参加企業等双方の研究者からなる共同研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト」という。）を組織し、研究を実施する。
- 2 共同研究には、必要に応じて大学教授等の専門家を参加させることができる。
 - 3 研究プロジェクトごとに研究所及び参加企業等の代表者等からなる共同研究推進委員会を組織し、研究計画、研究成果等の報告を行い、研究の円滑な推進を図る。
 - 4 共同研究の経理及び財産の管理は、研究所が行うものとする。

(参加企業等の決定)

第5条 研究所の所長（以下「研究所長」という。）は、別に定める期間に研究テーマを募集し、研究内容・計画、事業化・市場性等について審査のうえ、参加企業等を決定するものとする。

(共同研究契約)

第6条 研究所と参加企業等は、両者協議のうえ「共同研究計画書」を作成し、「共同研究契約書」により契約を締結する。当該共同研究の全体計画期間が複数年度にわたる場合も、契約は単年度ごとに締結するものとする。

(変更契約)

第7条 研究所及び参加企業等は、次の各号の一に該当するときは、両者協議し、契約を変更す

るものとする。

- (1) 共同研究契約書に掲げる研究経費の各経費区分の配分を変更するとき
- (2) 研究経費の総額を変更するとき
- (3) 前2号の他、共同研究契約事項を変更するとき

(完了報告)

第8条 共同研究が完了したときは、研究プロジェクト代表者は「共同研究完了報告書」を作成し、共同研究推進委員会に報告しなければならない。

(企業化)

第9条 参加企業等は、当該共同研究による成果の企業化に努めなければならない。

- 2 参加企業等は、当該共同研究の全体計画が終了した日の属する会計年度の終了後3年間、4月30日までに、「企業化状況報告」を研究所長に提出しなければならない。

(成果の公表等)

第10条 研究所長は、参加企業等の業務に支障があると認められる場合を除き、共同研究の成果を公表するものとする。

(様式)

第11条 この事業の実施に必要な様式は、別紙2のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度組織改正により役職名等を修正する。

別紙1

共同研究経費

経費区分	経費の内容
備品購入費	機器、図書等の購入に要する経費（新潟県物品会計規則による）
使用料及び賃借料	機器のリース、高速道路（ETC）に要する経費
原材料費	原材料の購入に要する経費
需用費	消耗品購入、各種修繕に要する経費、
委託料	外注加工、大学等への研究委託に要する経費
報償費	外部指導者等への謝金
旅費	研究者、外部指導者の旅費
負担金、補助及び交付金	学会、セミナー等への参加費
一般管理費	通信運搬費、事務補助職員経費等事務的経費